第４部　Latter term basic plan

後期基本計画

◎第１章　市民が大切にされるまちをつくる
◎第２章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる
◎第３章　環境と調和するまちをつくる
◎第４章　活力がみなぎるまちをつくる
◎第５章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる
◎第６章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

第１章

市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる
Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる
Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる
Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる
Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

第1章　市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

1　人権意識の向上

(1) 人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権問題の解決は「国、地方公共団体、国民の責務」として、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざし、様々な施策を実施してきましたが、現在の人権問題は多様化・複雑化しており、これまで実施してきた施策・手法だけでは対応できなくなってきています。

本市では、毎年度、職員人権研修を実施し、研修を受講した市職員が、それぞれの担当地域で各自治会の人権問題地域懇談会に参加し、市民とともに人権問題の解決を図ってきました。

しかし、この人権問題地域懇談会を実施する自治会は、年々少なくなってきています。実施できない理由として、自治会内で日程調整がつかない、実施しても毎回同じ顔ぶれになる、呼びかけても人数が集まらない、もう差別はなくなっているので必要がない等の意見が市民の方々から挙げられています。

このようなことから、今後は、地域懇談会の開催日程や方法、呼びかけについて工夫するとともに、幅広い世代が経験し、共感できるような効果的な人権教育・啓発の取り組みを行う必要があります。

また、市民が抱える様々な人権問題に対応するため、相談・支援体制の整備が必要となっています。

【施策の基本】

すべての市民が大切にされ、人権が尊重されるまちをつくるため、市民の身近な地域や学校を拠点とし、市全体の人権意識の高揚、推進体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．人権啓発の推進

●同和問題をはじめとする様々な人権問題について、研修を通して市職員が再認識し、「人権問題地域懇談会」において市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別の無い社会をめざします。

2．人権相談の推進

●引き続き人権擁護委員を中心に、相談内容に応じて関係各機関と連携を図り、あらゆる人権問題解決のために人権相談を推進します。

3．人権教育の推進

●学校、地域社会、企業職場等のあらゆる場を通して、学習機会の充実を図ります。

●様々な人権課題に対応するため、学習・研修資料等の整備・充実に努めます。

4．隣保館運営の充実

●人権問題の最先端機関として、同和問題を中心としたあらゆる人権問題に関する理解を深めるため、日常に根ざした啓発活動に努めます。

●各種クラブ活動や教養・文化活動などの地域交流活動を推進し、市民相互の理解を深めるなど、きめ細やかな事業展開に努めます。

●年齢や性別等にとらわれず、誰もが気軽に集える館運営を心がけ、地域のコミュニティセンターとしての役割と機能を十分に果たせるよう各種事業を推進していきます。

隣保館事業（料理教室）

2　男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口の半数以上を女性が占めている現状の中で、男女がそれぞれ対等な社会の構成員として活躍できる社会となるため市民、事業所、市民団体等と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

女性の社会進出が進んでいる中で、政策の決定に大きな影響を及ぼす地方自治法第２０２条の３に基づく審議会等の女性登用率が平成２２年４月１日現在２０．６％、地方自治法第１８０条の５に基づく委員会等は３．６％と非常に低く、中には委員構成が男性のみとなっている審議会も見受けられます。地域活動においても女性が中心となって活動しているものの、その方針決定は代表者である男性が中心となって決定されている現状が多いようです。

このことから、あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた取り組みや仕組みづくりが重要です。

また民間企業における女性の登用においても同様な状況にあり、女性の人材育成を含め協力要請を行なっていく必要があります。

【施策の基本】

社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を発揮できる真の男女平等・男女共同参画社会の実現にむけて、市民、事業所、市民団体等と行政が一体となって取り組みます。

【施策の内容】

１．推進体制の充実

●「男女共同参画基本計画」に基づき、施策を総合的、計画的に推進します。

２．男女共同参画意識の醸成

●市広報紙や音声告知放送等を通じて、事業所や地域の団体、そして市民への男女共同参画に向けた意識づくりに努めます。

３．能力発揮のための条件整備

●市の審議会への女性の参画など、あらゆる分野での施策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。

４．男女間における暴力の根絶

●ＤＶ※の根絶について啓発を行います。

●ＤＶ等に対する相談窓口の周知に努めます。

※ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦間、パートナー間など家庭内の様々な形態の暴力のこと。

Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

1　健康づくり・保健サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

本市では、妊婦一般健康診査の尿検査において、受診者の約半数に尿糖がみられ、３歳児健診受診者の約６％、小・中学生の約 １５％に肥満がみられました。青年期にはすでに生活習慣病で治療を行っている場合や、壮年期においては生活習慣病が重症化しているというケースも多く、全国よりも高い傾向です。その原因としては遺伝的素因の他にも、幼少期からの生活習慣が大きく影響していると思われ、それらが生活習慣病の発症・重症化、医療費などの社会保障費の高騰、早世・障がいにつながっていると考えられます。

そこで「健康みま ２１」の推進として、生活習慣病予防に向けて「若い世代から健診を受けよう」という重点テーマのもと、受診率向上に向けた取り組みを進めてきました。今後も１９ 歳から ３９ 歳を対象にしているメンズ･レディース健康診査の受診勧奨を行うとともに、早い時期から自分の身体に関心をもち、継続した自己管理のできる人を増やすことが必要です。そして、４０ 歳からの特定健診の受診率向上につなげていくことが必要です。

また、生活習慣の基礎が身につく幼少期においては、家庭、保育所、幼稚園、学校等における適切な生活習慣の獲得が必要です。そのため、各乳幼児健診、育児相談等で、食生活や生活リズムの乱れを改善していく支援をすることにより、幼児期からの適切な生活習慣の基盤を築く取り組みが重要です。

食育については、食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携し、子育てサロン、保育所、幼稚園、小学校等で積極的に活動しています。しかし、会員の高齢化等により会員数が年々減少していくことから、食育の普及・推進が難しくなってきています。

少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化が進む中、身近に交流できる相手や子育ての悩みを相談する相手がいないなど、孤立化する親子が増えています。そのため、安心して次代を担う子ども達を育てていくことができる支援と環境づくりが必要です。

乳幼児健診や育児相談を実施し、疾病や発達障がい児等を早期発見し早期療育につなげるため、各関係機関等と連携を取りながら保護者の育児負担の軽減を図ることが重要です。

このようなことから、健康と健康づくりに関する知識の普及や生涯を通じて自分の健康状態を把握できるシステムの整備を推進していくことが重要な課題となってきます。

乳児健診

【施策の基本】

子どもから高齢者まで各世代の健康課題に対応した保健活動に取り組み、市民自らが生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるよう、情報提供やきっかけづくりを推進します。

【施策の内容】

1．「健康みま ２１」の推進

●計画目標達成に向けて、行政機関をはじめ、関係機関・団体とより一層の連携を図っていくとともに、計画についての情報の提供と健康意識の啓発に努めます。また、計画の推進体制として、「健康みま ２１ 推進協議会」を定期的に開催し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

2．健康づくり事業の推進

●生活習慣病の発症・重症化予防に向けて、健診未受診者に対する支援を継続するとともに、学校・保護者等と連携を図りながら、幼少期・学童期からの肥満予防に向けた取り組みを行います。

●各種がん検診を充実するとともに受診率の向上に努めます。

●地区組織として活動している食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成講座を開催し、会員の確保に努めます。

3．母子保健事業の推進

●妊産婦及び配偶者、乳幼児の保護者を対象に、出産・育児の正しい情報を提供し、育児不安の解消を図ります。また、配偶者の育児に対する意識の向上と、親子の交流を図ります。

●子どもたちの健全な発育・発達を支援するため、乳児の全戸訪問指導や、各種健康診査、健康相談、健康教育を実施し、疾病や発達障がい児の早期発見、早期療育につなげます。

●将来の生活習慣病予防に向け、妊婦健康診査から身体の変化に着目し、自分の身体に関心を持てるよう早い時期から健康診査受診の継続を図ります。

●幼児期からの肥満予防、生活リズムや正しい食習慣の確立に向けて、食育の普及・推進を図ります。

●地域、家庭、保育所、幼稚園、学校及び児童福祉等の関係機関と連携を図りながら虐待防止に努めます。

●感染症等の疾病を予防するため予防接種の接種率の向上を図ります。

2　医療・救急体制の充実

(1) 医療・救急体制の充実

【現状と課題】

長寿化や生活習慣病の増加などに伴い、医療ニーズは多様化・高度化している中で、地域医療の役割も変化してきており、かかりつけ医制度の定着と在宅医療の推進、さらに、終末期医療も含めた包括的医療が展開されるよう、関係機関が相互に連携した体制の整備が求められています。

本市には、このような総合的な施設がなく、市外の医療機関に依存している部分が大きくなっており、市民の医療ニーズや救急に対応できるよう、地域医療機関や市外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

また、糖尿病連携パスの有効利用により地域医療との連携体制が確立されつつあります。

今後も糖尿病等の重症化予防に向けて、健診受診率を向上させるとともに、糖尿病連携パスを通じて医療との連携をより充実させていくことが重要です。

【施策の基本】

すべての市民が健やかに生活できるよう、多様な医療ニーズに対応した地域医療の展開を推進します。

【施策の内容】

1．地域医療体制の確立

●生活習慣病に対しての健康教育、健康相談内容を充実するとともに、地域医療との連携に努めます。

●医師会等関係機関と連携を図りながら、かかりつけ医制度等により地域医療体制の確立を進めていきます。

●地域の実情に即したへき地医療体制の充実に努めます。

2．救急医療体制の確保

●休日・夜間医療体制については、医師会の協力を得て、救急医療当番医制度により対応を図ります。

●災害時の救急医療体制について、防災計画等に基づき、充実に努めます。

●県、医師会等関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の確立を図ります。

3　生活保障制度の適切な運用

(1) 生活保護制度の運営

【現状と課題】

本市の被保護世帯等の状況は、平成２１年度月平均で被保護世帯４００世帯、被保護人員５３２人、保護率１６．０‰※となっており、全国的な状況と同じく、世帯、人員ともに増加を続けています。

こうした中で、適正な保護費支給はもとより、漏給・濫給を防止して、計画的に訪問し被保護者との誠実な関係を構築していますが、最近の社会経済状況の変化を背景に様々な要因で生活困窮に陥る世帯が増加し、それに伴う相談業務・新規申請処理業務も増加しています。

こうした傾向は今後さらに進むことが考えられ、要・被保護世帯の複雑なニーズに適正に対応できる相談体制の確立を図っていく必要があります。

【施策の基本】

保健・医療・福祉等関係機関と連携し、生活困窮の要因を見極め、自立を助長するための生活相談や助言など、必要な支援を実施します。

【施策の内容】

１．生活保護受給世帯への支援

●被保護世帯等の動向は、平成２０年度月平均保護率で１５．５‰、平成２１年度月平均保護率１６．０‰となっており、今後も緩やかな増加が続くと予想されるため、引き続き「漏給・濫給防止」及び「自立支援」を重要事項として取り組み、保健・医療・福祉等関係機関との連携により、世帯に応じた相談、支援体制を確立します。

●次の４つの重点事項を定め実践していきます。

①　毎月の担当地域連絡定例会議と計画的訪問の継続

②　民生委員児童委員との連携

③　新生保システム導入による事務の効率化と迅速化

④　自立支援プログラムの導入

※‰：千分率のこと。「パーミル」または「パーミリ」と読む。

4　社会保障制度の普及促進

(1) 介護保険事業の運営

【現状と課題】

平成 １８ 年４月に「予防重視型システムへの転換」「新たなサービス体系の確立」など大幅な制度見直しが行われたため、予防を重視した介護予防事業や地域支援事業の実施、在宅介護サービスの提供、地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の整備などサービスの充実を図りました。

本市の平成 ２２ 年３月末現在の第１号被保険者数は、 １０，１３４ 人（前期高齢者 ６５ 歳～ ７４ 歳は ４，１１３ 人、後期高齢者 ７５ 歳以上は ６，０２１ 人）となっており、要支援、要介護認定者数は ２，０７９ 人で、認定率 ２０．５％であり、平成 １９ 年３月末と比べると ０．０１％の微増となっています。

今後も高齢化は進行し、介護認定者やサービス利用増加が見込まれ、介護費用も増加傾向であると予想されます。このような状況の中、介護保険制度を適切に運営していくには、安定した質の高いサービス提供に努めるとともに、サービス評価システムの確立や介護予防事業の充実を図る必要があります。

また住み慣れた地域で生活を送るには、介護保険サービスだけでなく地域の様々な資源を活用した包括的支援を提供することが必要になっており、ネットワークづくりなど地域包括支援センターの役割が重要になります。

【施策の基本】

地域に根ざした介護福祉サービスの充実を進め、家庭や地域組織を含む高齢者福祉に関わる多様な主体との連携強化を図ります。

【施策の内容】

１．介護サービスの充実

●介護サービスを適切に利用できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護サービスの基盤整備を進めます。

●安定した質の高い介護サービスの提供に努めるとともに、介護給付の適正化を図ることにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

●地域包括支援センターを核とした関係機関との連携体制の構築により、包括的支援をスムーズに行います。

２．介護予防事業の充実

●高齢者が要支援、要介護状態等になることを防止し、自立した日常生活を支援するため、介護予防ケアマネジメントの確立や介護予防支援事業を推進します。

(2) 国民健康保険事業等の運営

【現状と課題】

国民健康保険は、相互扶助を基盤とした地域医療保険制度であり、市民の健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

平成２２年３月末現在の本市の国民健康保険加入状況は、世帯数４，５１１世帯（総世帯に対する加入率は３５．０２％）、被保険者数７，５９２人（総人口の２２．９４％）です。

国民健康保険事業の運営状況については、被保険者の高齢化や、長引く景気低迷を社会背景とした低所得者の増加などを主な要因に、医療費の増大や保険税収入の停滞を招いており、国民健康保険財政に深刻な影響を与えています。

こうした状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図っていくためには、保険税の収納率の向上や保健事業の強化・医療費適正化により、安定した運営に努めることが課題となっています。

あわせて、平成２０年度に創設された後期高齢者医療制度に代わる「新しい高齢者医療制度」の導入及び国民健康保険制度・運営の抜本的な改革が検討されており、国民健康保険制度の充実、安定した事業運営に一層努めなければなりません。

【施策の基本】

国民健康保険事業及び高齢者医療の安定化を進め、被保険者の健康増進を促すことで、医療費の適正化、保険税の収納率向上に努めます。

【施策の内容】

１．国民健康保険事業の安定運営

●国民健康保険事業の安定した運営を図るため、加入者に対して、制度の啓発を行うとともに、国民健康保険税の納付に対する理解の促進を図り、収納率の強化に努めます。

２．保健事業の充実・強化

●特定健康診査や特定保健指導を推進し、市民の健康増進を図り、医療費の適正化に努めます。

●健康家庭の表彰制度（１年間無受診者）を実施するほか、医療費通知（年６回）などによる周知・啓発を行い、保健事業の充実に努めます。

3．国民健康保険の適正化

●レセプト（診療報酬明細書）点検の事務処理体制を整備し、内容点検調査事務の充実強化に努めます。

●健康教室・健康相談などの活動を強化するとともに、健康保持や疾病予防のため、健康づくりを推進します。

●医療費の適正化により、安定した事業の運営を確保し、国民健康保険の充実に努めます。

4．高齢者医療の充実

●高齢者が地域で自立した生活を送るための制度運用を充実させます。

●重複多受診等に対する訪問指導などを通じて、医療費の適正化に努めます。

健康増進事業（体操教室）

健康増進事業（水中ウォーキング）

Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

1　地域福祉の充実

(1) 地域福祉の充実

【現状と課題】

社会福祉法では「地域福祉の推進」が謳われ、その具体的方策として市町村地域福祉計画の策定が規定されており、本市では平成１９年３月に「美馬市地域福祉計画」を策定しました。

福祉サービスを実施する市や住民、ボランティア団体、ＮＰＯ※、事業者などの行う縦割り福祉から利用者中心の横割り福祉に転換することにより地域の活力を取り戻し、自助・共助・公助による社会づくりが必要となっています。

小地域ネットワークや自主防災組織の活動では、地域のリーダーの育成や自治会、民生委員など関係機関の連携・協力が不可欠であり、協議機関の設置が望まれています。

また、地域の交流活動ではその拠点となる場所の確保のため、市の遊休施設や民間施設の有効利用を考える必要があります。

【施策の基本】

すべての市民が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、公的な福祉サービスと住民相互で支え合う地域福祉体制の融合するまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．地域福祉活動の推進

●行政と市民との協働体制の確立を推進し、地域福祉計画に基づいた施策を実施します。

●ネットワークやワークショップに参加が困難で、意思伝達や判断能力が低下した認知症や障がい者へのサポート体制を確立します。

●中・高校生の意見を地域福祉のまちづくりに反映するため、高齢者との交流会の開催などを企画します。

●児童・高齢者の虐待や災害時避難支援など危機介入が必要なケースには、迅速に対応するため専門職で構成する専門部会の設置を検討します。

※ＮＰＯ:Non Profit Organization（利益を配分しない組織）の略で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

2　高齢者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

平成２２年３月末現在における本市の６５歳以上の高齢者は１０，１４９人で総人口の３０．７％を占め、平成１７年と比較すると、１．６％上昇しており、高齢化が進行しています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯も増加しています。

高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症などで恒常的に介護を必要とする人も増えてきており、高齢者介護・福祉は引き続き社会全体の大きな課題となっています。

高齢者が長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防の相談体制、高齢者を地域で支える体制を整備するとともに、高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送り、豊富な知識・経験、技能等を生かし、いきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを進めることが必要です。

【施策の基本】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．高齢者の生活支援

●高齢者が住み慣れた住まいで安心して生活できるように、手すりの設置や段差の解消など高齢者が住みやすい住まいづくりなど、各種の生活支援サービスを推進します。

2．生きがいづくり

●学習やスポーツ活動の充実、就労支援など、地域の高齢者が生きがいを持って生活できるような機会の提供や場所づくりを進めます。

3．介護サービスの充実

●高齢者の自立支援に向けた介護サービスの充実を図り、保健・医療・事業者との連携により適切な介護サービスを展開するなど、住み慣れた地域での生活を支援します。

4．就業機会の確保

●働く意欲をもつ高齢者に対し、豊富な経験や培ってきた知識や能力等に応じた就労の機会を提供するため、シルバー人材センターの活動の充実を図ります。

5．世代間交流の促進と介護予防

●既存の高齢者施設や休校中の学校を活用し、健康増進機器の設置や地域の食文化を次世代へ伝えるための機能を備えるなど、施設の改修を行い、高齢者と地域住民の交流促進を図ります。

老人クラブ連合会体育大会

休校施設を活用した多世代交流センター（渕名ふれあいの里）

(2) 施設福祉サービスの拡充

【現状と課題】

平成２２年３月末現在における本市の介護保険施設サービス利用者は、４６１人（特別擁護老人ホーム １３８人、介護老人保健施設 ２６３人、介護療養型医療施設 ６０人）、養護老人ホーム利用者は ７１人となっています。

今後も高齢化の進行により、施設利用希望者の増加が予想されます。

施設整備は広域的な観点から推進することが求められるため、広域での連携を図りながら施設利用ができるよう配慮する必要があります。

【施策の基本】

様々なニーズに応えられる施設福祉サービス体制の整備を図り、市全体として均一化されたサービスの質の確保を図ります。

【施策の内容】

1．施設福祉の充実

●徳島県介護保険事業支援計画に沿い、利用者の希望に基づいた施設利用ができるよう配慮します。

●養護老人ホームなどについて、広域での連携を図りながら施設の利用ができるよう努めます。

(3) 在宅福祉サービスの拡充

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、可能なかぎり自立した生活を送るためには、日常生活の中で個々の生活ニーズに応じた医療や介護その他のサービスが提供できるシステムを整備する必要があります。

また、在宅重視の観点からケアハウス・生活支援ハウスなどの在宅サービスについても圏域内全体で捉え、サービス事業者の参入については必要事業量を勘案し、広域的に取り組む必要があります。

【施策の基本】

高齢者が在宅で自立した生活を送ることを応援するため、地域でのネットワーク（助けあいの網）や見守りシステムによる行政サービスの整備を進めます。

【施策の内容】

1．小地域ネットワーク活動の推進

●自治会などの小地域を単位としたネットワーク（助けあいの網）を構築し、近隣や地域の人々による対象者の在宅生活の見守り活動や援助活動を進めます。

2．地域住民との交流の推進

●各地域で「いきいきサロン」の開催を広め、地域住民の積極的参加を進めます。

3．高齢者生活支援の推進

●ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、光ファイバー網を利用した見守りシステムによるサービスや配食サービスの拡充に努めます。

4．認知症対策の推進

●認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家庭を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくため、広報・啓発に努めます。

●認知症になっても、地域で尊厳をもって安心して暮らせる地域密着型サービスの整備に努めます。

3　障がい者（児）福祉の充実

(1) 障がい者（児）の福祉の充実

【現状と課題】

近年の核家族化などの家族形態の変化と介護者の高齢化などにより、障がいをもつ人への介護力の低下がみられます。

また、障がい者（児）を取り巻く法制度は平成１８年度に障害者自立支援法が施行され、現在同法の一部改正などを行いながら事業を実施していますが、平成２１年１２月に内閣総理大臣を本部長に障がい者制度改革推進本部が構成され、障害者自立支援法は廃止し遅くとも平成２５年８月までに障がい者総合福祉法（仮称）の施行を目指すとされています。

それまでの間、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた支援体系の整備等を内容とする制度の構築が障がい者（児）福祉を取り巻く大きな課題となっています。

【施策の基本】

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスの充実や安心して生活できる環境づくりを進めます。

【施策の内容】

１．障がい者（児）の自立支援

●障がい者（児）の社会参加や自立支援、自立促進のための総合的施策を計画的に推進します。

２．地域生活支援の推進

●障がい者（児）へのコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、日中一時支援・生活サポート事業など地域生活支援事業による支援を行います。

３．手帳を所持しない障がい者（児）支援

●発達障がい、高次脳機能障がい、難病等を有する人達が、必要な支援を受けられるよう関係各所に働きかけを行います。

４．美馬市・つるぎ町自立支援協議会

●美馬市・つるぎ町自立支援協議会を核として、中立かつ公平な相談支援事業の運営評価や実施地域における関係機関の連携強化を推進し、地域格差のない公共福祉の増進を図ります。

4　児童・母子（父子）福祉の充実

(1) 児童福祉の充実

【現状と課題】

近年の長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらの問題が、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないなどの大きな要因となり、ひいては社会活力の低下や少子化・人口減少にまでつながっていることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成１７年度に「美馬市次世代育成支援行動計画」を策定しましたが、この計画期間が平成２１年度で終了したため、平成２２年度から平成２６年度までを計画期間とした、新たな「美馬市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

この後期行動計画を推進するとともに、保護者の子育てに対する不安や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感などを軽減し、子育てに夢や希望が持てるよう、地域、行政、企業等の社会全体で子育て家庭の支援に取り組む必要があります。

【施策の基本】

本市の将来を担う子どもたちが、健やかで元気に成長できるよう、美馬市次世代育成支援後期行動計画に基づき、家庭や地域、学校において、子どもにやさしく、子育てにもやさしい環境づくりを目指します。

子育てサロン

【施策の内容】

1．美馬市次世代育成支援後期行動計画の推進

●すべての子育て家庭への支援のため、地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子育てができるきめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。

●要保護児童やひとり親家庭等の支援に努めます。

●母と子の健康の確保のため、乳児家庭訪問指導や乳幼児健康診査、保健指導等の事業の充実を図ります。

●生活リズムや正しい食習慣の確立に向けて、乳幼児期からの食育の普及・推進を図ります。

●児童ふれあい交流促進事業では、中学生と乳児とのふれあいを通じて、生命の尊さや母性や父性の育成を図ります。

2．子育て支援サービスの充実

●子育てと仕事の両立支援のため、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなど、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

ファミリーサポートセンター事業

(2) 保育事業の充実

【現状と課題】

現在、子育て家庭には、核家族化の進行、出生率の低下、女性の社会進出によって子育てと仕事の両立の難しさ、育児の心理的・肉体的負担の重さなど様々な課題があります。

このような課題への対応として、市内の保育所では、０歳児保育や一時預かりなど育児負担の軽減に向けた子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、子育て家庭の形態の変化、保護者の就労の変化による、家庭の子育て機能の低下は、孤立した子育てや子どもの虐待などの問題へとつながっています。

今後、子育てしやすい環境を整備し、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流を行う施設整備など、一層の子育て支援施策の推進を図る必要があります。

【施策の基本】

保護者のニーズに対応した保育サービスや子育て支援サービスを、地域に根ざした形で推進します。

【施策の内容】

1．保育事業の充実

●子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身共に健やかに育てるため、保育の質の向上に努め、全職員の連携、協力、保護者支援、専門的職員の確保により、保育の実施体制の充実を計画的に図っていきます。

●児童虐待を未然に防ぐため、相談体制の一層の充実、強化に努めます。

2．保育所事業の拡充

●子育て家庭の形態の変化、保護者の就労形態の変化に対応するため、延長保育や低年齢保育の充実を図ります。

●認定子ども園の整備などにより、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援機能などを構築していきます。

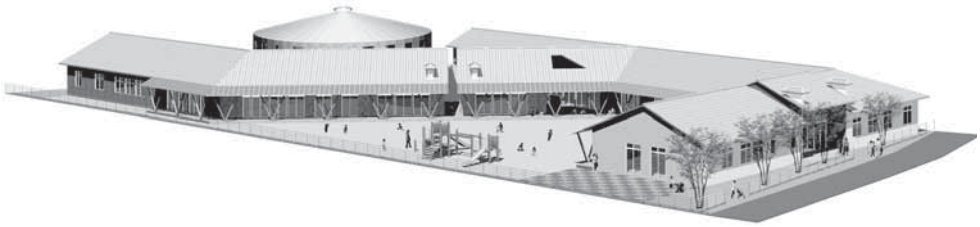

江原認定子ども園予定図

(3) 母子（父子）福祉の充実

【現状と課題】

年々増加しているひとり親家庭では、社会的・経済的な制約のなかで生計を維持することと、子どもを健全に育てることを両立させていかなければなりません。生活の安定と自立の促進を図るためには、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

また、同居期間の短い離婚や若年層の未婚での出産が増えていることにより、低年齢の子どもを養育しているひとり親家庭が増加していることが直面する問題となっています。

このようなことから、ひとり親家庭の経済的自立・安定に向けた支援施策の取り組みの充実が必要となっています。

【施策の基本】

次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、ひとり親家庭への支援を強化し、仕事と家庭の両立を支える仕組みづくりや相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．経済的自立と生活の安定への支援

●一人親家庭の安定的な就労の促進や、母子自立支援施設への入所措置などにより経済的自立への支援を図ります。

●ひとり親家庭の保育所や公営住宅への入所、入居などにより生活の安定を図るとともに、自立支援員による支援や相談体制を整備します。

2．ＤＶや子育て不安への対応

●関係機関と連携を図り、ＤＶの防止に努めるとともに、母子（父子）の心身両面の健康を見守り、支援を行います。

Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる

1　就学前教育の充実

(1) 就学前教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。

また、地域社会の教育力の向上や子育て支援活動として、地域ボランティアとの交流のさらなる広がりや、障がいのある幼児への理解や関係機関との連携がより深くなるための研修会や連絡会の充実が求められています。

一方、認定子ども園の新設に向け、現在、幼稚園教諭と保育士による交流研修を進めていますが、今後、さらなる制度改正も想定されるところであり、柔軟かつ着実な対応を進めていく必要があります。

【施策の基本】

幼児期における教育の重要性を再認識し、地域との連携を図りながら、各園において特色ある取り組みを実施するとともに、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実を図ります。

【施策の内容】

1．幼児教育の振興

●学校教育のはじまりとしての幼稚園教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即した教育内容の充実に努めます。特に、思いやりの心、家族を大切にしようとする気持ち、自制心及び善悪の判断といった心の教育の充実に努めます。

●各種研修会等を通じて、教員の資質・専門性の向上に努め、社会環境の変化に対応する多様な幼児教育の展開を図ります。

●学びの成果を小学校教育につなげるため、小学校との連携を深め、幼児の小学校生活への円滑な接続を図り、幼児の発達や連続性を踏まえた幼児教育を展開します。

2．子育て支援の推進

●預かり保育の充実に努め、子育て世代の支援をしていきます。

3．障がいのある幼児や保護者の支援の充実

●家庭からの連続した支援や指導が行われるよう、保育士・幼稚園教諭が連携し、共通理解を深めるため研修機会の充実に努めます。

●保護者の施設利用に対する選択の幅を広げるとともに、保育と教育の一体的な提供を図るため、幼保一元化に取り組みます。

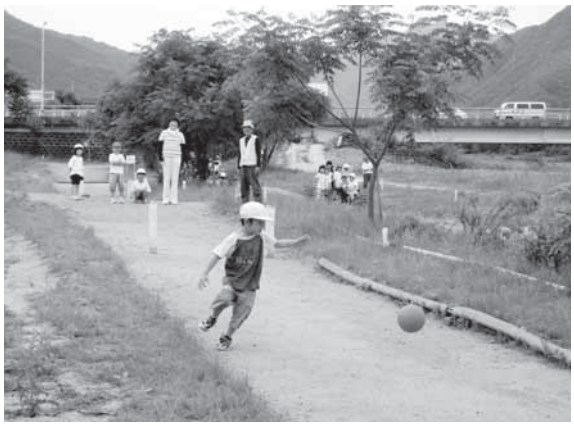

マレットゴルフ場でのボール遊び

手話サークルのみなさんとの交流

2　義務教育の充実

(1) 学校教育の充実

【現状と課題】

２１世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。また、異なる文化との共存や国際協力の必要性が増すなかで、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっています。

この「生きる力」は、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力であるといわれています。

このような「生きる力」を育むため、各学校で、創意と工夫により地域の自然や文化等を生かした特色ある教育活動を推進するとともに、豊かな心を育成する道徳教育や学級活動などに、家庭や地域住民と連携して取り組む必要があります。

一方、少子化による児童生徒数の減少に伴い、幼稚園・小学校・中学校の小規模化が顕著になっており、学校の統廃合なくしては、望ましい学校運営が困難になっている状況です。

学校の統廃合については、実施計画に沿って進めていくことになりますが、地域の衰退が懸念され、市民の同意が得られにくい場合も考えられることから、小規模校の活性化と再編整備をどのように図るか地域の人々の意見も踏まえて進める必要があり、地域に根ざした学校づくりに向け、地域住民のコミュニケーションの場として活用できるための環境づくりも必要となっています。

また、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うため、学校と福祉、医療、労働等の関係諸機関が連携することが大切です。発達障がいを含め、障がいのあるすべての子どもたちへの支援体制の整備が求められます。

【施策の基本】

次代を担うひとづくりに重点をおき、持続可能な地域社会を創る力を育むための教育を推進するとともに、安全で快適な教育環境の整備の充実を図ります。

【施策の内容】

1．特色ある教育の充実

●国や県、市等の研究指定校をはじめとして、地域の実態や児童生徒の実情を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育成するため、特色ある学校づくりを進めます。

●食を大切にする教育の推進と学校給食の充実を図るとともに、施設の効率的な運営に取り組みます。

●体育・健康に関する指導を充実し、たくましく生きるための健康な体づくりや体力の向上に努めます。

2．学校再編整備の推進

●教育環境を充実させ十分な教育効果を得るため、小・中学校の学校再編整備を推進します。

●学校再編の実施計画については、社会情勢の変化や市民ニーズなどを考慮して５年ごとの見直しが必要と考えられます。着実に計画が推進できるよう、地域住民と協議を行う機会を増やしていきます。

3．教育環境の整備・充実

●耐震補強ができていない学校施設については、早期に耐震化を図り、安全で快適な校内環境をつくります。

●子どもたちが、情報モラルを身につけ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるよう、教員の指導力向上のための研修機会の充実に努めます。

●いじめや問題行動に関する相談体制の整備や信頼関係に満ちた生徒指導を推進します。

●学校や通学路における安全対策、防犯体制の充実を図ります。

プラスワンスクールステップアップ事業「かがやきランド」
（木屋平小学校）

Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

1　生涯学習の推進

(1) 生涯学習の充実・支援

【現状と課題】

社会の成熟化や高齢化社会の到来、情報化やグローバル化の進展により幅広い年齢層で学ぶことへの意欲が高まっています。そこで生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会の実現が必要です。

本市においても、広報紙などを通じて学習情報の提供、公民館、図書館、隣保館、教育集会所などを拠点とした学習機会の提供を行っていますが、今後ますます幅広い年齢層の多様なニーズに応じた学習機会の提供や市民の自主的な活動の支援など、生涯学習支援体制の確立を図る必要があります。

また、老朽化した社会教育施設については、建て替え等を検討していく必要があります。

【施策の基本】

市民一人ひとりが、いつでも自分にあった分野やレベルに応じた学習ができる生涯学習の環境づくりを進めるとともに、学習した成果を活かして社会貢献できる仕組みを整えていきます。

文化祭　作品展

【施策の内容】

1．生涯学習活動の充実

●市民ニーズの多様化に対応するため、生涯を通じた幅広い学習機会の提供に努めるとともに、文化祭など学習成果を発表する機会の確保に努めます。

●様々な機関・社会教育団体等の組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくり、男女共同参画の促進に関する取り組みを推進します。

●市民に多様な学習機会を提供するため、県民カレッジ、放送大学などの情報の提供、エルネットなどを活用したインターネットによる学習機会の提供を図ります。

2．生涯学習活動の支援体制の確立

●市民主導の生涯学習活動を支援するため、公民館・隣保館・教育集会所活動への支援に加えて、地域に根ざした社会教育団体や、自主的・自発的な学習グループなどの活動を支援します。

●生涯学習に関する情報を市民に幅広く提供するために、市役所や公民館、図書館をはじめとする公共施設などでの情報発信機能の強化を図るとともに、市広報紙、ホームページ、ＣＡＴＶ（自主放送チャンネル）をはじめ、地域イントラネットを活用した情報の提供や公民館の予約、図書の検索・予約など、市民の利便性の向上を図ります。

●生涯学習を推進するため、民間指導者を含め地域の人材の積極的な活用やボランティアなどの育成に努めるとともに、生涯学習の相談窓口の設置や相談員の人材確保など相談体制の整備を図ります。

3．生涯学習施設の充実

●市民の生涯学習活動の拠点施設として、公民館・図書館・教育集会所などの社会教育施設の機能強化を推進するとともに、各施設の連携により効率的・効果的な生涯学習の展開に努めます。

●生涯学習活動の場の充実のため、既存施設の機能強化、多目的利用を検討します。

昔あそび体験～学校支援ボランティア～

2　青少年の健全育成

(1) 青少年健全育成活動の推進

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報、消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。

青少年をめぐっては、刑法犯少年の検挙人員は減少しているものの、少年による凶悪事件は後を絶たず深刻化しています。また、児童虐待事件等による被害児童数が増加傾向にあるなど、少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況となっています。

今日、家庭・地域の教育力の低下が叫ばれている中、学校、家庭、地域が連携を深め、犯罪や様々な危険から青少年を保護する活動、さらには様々な体験活動を通じて交流する機会をつくり、施策を展開していくことで、教育力の向上につなげていく必要があります。

さらに、子ども・若者育成支援推進法が平成２２年４月１日から施行され、教育・福祉・保健・医療など関係機関等によるネットワークを構築し、総合的な子ども・若者育成支援のための施策が求められています。

【施策の基本】

青少年の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．青少年の健全育成

●青少年健全育成市民会議を中心に、学校・家庭・地域、関係団体と連携し、自立心や規範意識、社会貢献への意欲を喚起する場づくりを推進します。

●青少年を犯罪や様々な危険から保護する活動を推進します。

●放課後子ども教室事業や学校支援地域本部事業など、学校・家庭・地域が連携を深める事業を積極的に展開していきます。

●地域の状況に応じた子ども会活動や青少年の育成活動を支援します。

2．青年教育の推進

●青年層のもつニーズの把握に努め、成人式の開催や青年団活動の支援を通じて、自己を高める学習活動や社会参加活動を促進します。

●次代を担う実践的なリーダーの発掘と養成を図り、青年の持つ活力をまちづくりにつなげるような青年教育の推進に努めます。

3　生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の振興

【現状と課題】

余暇時間の増大や高齢化の進行などを背景に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えています。

このため、多くの市民がその年齢や体力に応じて、生涯にわたり、日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる環境の整備が求められています。

特に、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」を育成し、スポーツを継続して楽しめる体制を確立していくことが重要となっています。また、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者の資質の向上を図り、スポーツ指導体制を充実させることが期待されています。

これまでの行政依存型ではなく、市民主体のより柔軟な体制づくりにより、多様なニーズに的確に対応できる生涯スポーツ社会の実現を目指した施策を推進していかなければなりません。

【施策の基本】

市民だれでもがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめることができる生涯スポーツ社会の実現のための環境づくりを推進します。

【施策の内容】

1．総合型地域スポーツクラブの推進

●総合型地域スポーツクラブの活動を促進するため、指導者の養成・確保・活用や施設の充実、活動の機会の場の提供等の環境整備を行います。

2．スポーツ推進委員の資質の向上

●地域のニーズを反映した行政を推進するためにも、市民と行政の調整役としての役割が期待されるスポーツ推進委員の資質の向上及び積極的活用を図ります。

3．市体育協会、スポーツ少年団等への活動支援

●市体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ活動を支援するとともに、指導者を対象とした講習会を実施します。

4．体育施設の有効利用

●施設整備や維持・管理を円滑に進め、使用目的を明確にした有効利用を図ります。

第２章

安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる
Ⅱ　快適な住環境をつくる
Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

第2章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる

1　防災・危機管理対策の推進

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

防災対策として、避難所の選定が課題となっています。現在市内の学校や公民館などの公共施設を中心に災害時の避難所として指定しておりますが、耐震化ができていない施設や、土砂災害の危険区域に入っている施設などもあり、震災時や水害時、土砂災害時など個別に分けた避難所の選定が必要となっています。

また、自主防災組織結成率は９６．４％と高いものとなりましたが、一部の組織では組織結成後、高齢化や人が集まらないなどの理由から活動が停滞しており、また、未結成地区においても、団地や新興住宅地などは地域としてのコミュニティやまとまりが希薄であり、自主防災組織結成までに至らないなどの課題があります。

【施策の基本】

美馬市地域防災計画及び美馬市水防計画に基づき、計画的・系統的に災害対策を推進します。

【施策の内容】

1．防災対策の充実

●友好姉妹都市など交流のある県外の自治体や建設事業者、宿泊施設などの事業者と災害時の協定を締結し、災害発生時の連携強化や迅速な対応を図ります。

●地震災害、風水害など個別災害に分けた避難施設の選定と避難所となりうる施設が他にないか検討します。併せて、近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震を想定した「地震ハザードマップ」を作成し、市民に対し周知の上、防災意識の高揚を推進していきます。

●大規模地震が発生した場合は、多くの市民が避難所生活を余儀なくされます。避難所でどのような物資がどのくらい必要なのか、どういった点に注意しなければならないのか、またどういったことを行わなければならないのかなどを記した「避難所運営マニュアル」を作成します。

2．地域防災対策の充実

●地域防災計画や職員初動マニュアルを、わかりやすく、実用的なものに順次改訂していきます。

●自主防災組織の設立・育成を推進するとともに、ネットワーク化を促進します。

洲本市との災害時における相互応援に関する協定書調印式

自主防災組織活動（防災マップの作成）

(2) 危機管理体制の強化

【現状と課題】

平成２１年に新型インフルエンザが全国にまん延し、本市においても多くの市民が新型インフルエンザに感染し、学級閉鎖や学年閉鎖が相次ぎましたが、幸いにも弱毒性であったため死者は出ませんでした。

しかしながら、Ａ／Ｈ５Ｎ１高病原性鳥インフルエンザなどに代表される強毒性ウイルスが人へ感染、また人から人へ感染する事態に至った場合、多くの被害が想定されます。このような健康危機事象については、広報やマスクの備蓄などは行っていいますが、対応に限界があるのが現状です。

また新型インフルエンザに限らず、大規模テロ、大地震など予期せぬ出来事の発生により、職員自身や公共施設が被害を受けた場合のＢＣＰ※（事業継続計画）が未作成であり、限られた人員でいかに最低限の業務を継続していくか、目標復旧時間内にいかに業務を再開するか、またシステムのバックアップをどうするかなどの体制整備を確立する必要があります。

【施策の基本】

ＢＣＰ（事業継続計画）の作成やＪ－ＡＬＥＲＴ※（全国瞬時警報システム）を整備し、非常事態の時のための準備を進めます。

【施策の内容】

１．危機管理体制の整備

●新型インフルエンザ対応マニュアルをより実用的なものに順次改訂し、周知します。これにより関係機関とのさらなる連携強化を図っていきます。

●予期せぬ災害などに対応するためのＢＣＰ（事業継続計画）の作成を推進していきます。止めてはならない業務の優先順位を決め、それに応じた計画の作成を進めます。

２．情報伝達体制の整備

●Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）を整備するとともに、システムの周知、Ｊ－ＡＬＥＲＴ活用した防災訓練を実施します。

※ＢＣＰ：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略で、災害や事故などの予期せぬ非常事態時に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる事業（業務）の継続や早期復旧を可能とするための計画。

※Ｊ－ＡＬＥＲＴ：全国瞬時警報システムの通称。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することができる。国による情報覚知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にすることができるシステムのこと。

2　消防対策の推進

(1) 消防体制の強化

【現状と課題】

火災、事故をはじめ災害の形態は多種多様化しており、今後発生が予想される東海・東南海・南海地震への対応、高齢化の進展などに伴い消防需要はますます増大すると考えられますが、人口減少や高齢化、地域の連帯意識の希薄化などにより消防団員数が減少傾向にあります。

消防団は火災時の初動対応や防火防災の啓発活動など、重要な役割を担っており、今後、消防団の体制強化や市民と行政が連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、地域防災力の強化が求められています。

また、防火水槽や消火栓等の消防水利施設の老朽化が懸念されるため、今後計画的に整備を図る必要があります。

一方、救急車の出動件数は年々増加し、救急サービスに対するニーズは高度化しているため、今後も、救急救命士の育成はもとより、救急救助資機材の充実を図る必要があります。

【施策の基本】

地域と連携した消防体制および救急体制を強化するとともに、高齢者世帯などへの防火意識の啓発や災害時の救助体制の強化を図ります。

【施策の内容】

1．消防体制の強化

●消防・救助用車両および資機材・消防施設（防火水槽等）の整備に努めます。

●住宅用火災警報器の普及促進に努めます。

●地域での各種訓練指導を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、地域の防災意識の高揚を図ります。

●消防団員の確保に努め、地域防災力の強化に努めます。

2．防火意識の普及促進

●市民への火災予防啓発活動や高齢者世帯への啓発を推進します。

3．救急・救助体制の充実

●救急救助資機材などの充実や救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

3　交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年の市域の交通情勢は、高速道路を利用した県外からの流入車両の急増や高齢化の進展、免許人口や生活形態の多様化に伴う夜間交通量の増加等から、交通事故発生の要因がますます増大することが予想されます。

このような情勢の下、今後も交通死亡事故の抑止を最重点に、警察署、交通安全母の会、高齢者交通安全推進員協議会、地域交通安全活動推進委員協議会、交通安全教育推進協議会等の交通関係団体と協力のうえ、総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

【施策の基本】

地域、家庭、職場、学校などで交通安全推進活動を展開し、交通事故が発生しない、発生させない環境づくりに取り組みます。

【施策の内容】

1．交通安全推進活動の促進

●高齢者や子どもの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や交通安全に関する情報提供を行います。

●運転者の交通マナーの向上を図るため、交通安全教育やイベント、キャンペーン活動に取り組みます。

2．交通安全環境の整備

●良好な道路交通環境をつくるため、交通安全施設（ガードレール・カーブミラー等）の整備を計画的に進めます。

●道路交通の状況を把握し、交通体系の整備や適正な交通規制を実施します。

交通安全パレード

(2) 防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、全国的に治安状況が悪化しており、その現状は本県においても例外でなく、県内の犯罪発生件数は、平成１０年の明石海峡大橋開通以降、増加の一途をたどり、平成１７年、１８年と２年続けて１万件を下回ったものの、依然として高い犯罪発生数値を示しています。

本市においては、車上ねらい、乗物盗などの街頭犯罪や空き巣ねらいなどの住宅への侵入犯罪など、市民生活にとって身近な犯罪、女性や高齢者など弱者を狙った犯罪や匿名性の高い携帯電話やインターネットを悪用した新しい手口の犯罪が増加しており、市民が日常生活の中で、何らかの犯罪に巻き込まれる危険性が高まっています。

これらは、少人数世帯、高齢者世帯の増加等家族構成の変化、アパート、マンションの増加等居住環境の変化、２４時間営業の深夜小売店舗、郊外型大規模小売店舗の増加等社会環境の変化、携帯電話、インターネットの急激な普及による高度情報通信ネットワーク社会の進行、現金自動預払機（ＡＴＭ機）や自動販売機の増加、インターネット取引の普及等商取引の変化、明石海峡大橋や高速自動車道路網が整備されたことによる京阪神や近隣都市との交流の活発化などが複雑に絡み合って犯罪を増加させる背景になっていると考えられます。

このようなことから、市民一人ひとりの自らの安全は自ら守るという自主防犯意識の高揚、地域における自主防犯活動、県・市・市民・事業者の連携と推進体制の整備、高度情報通信ネットワークによる被害防止措置、犯罪の防止に配慮した環境の整備が必要となっています。

【施策の基本】

あらゆる犯罪から市民を守り、市内から犯罪をなくすため、警察署等と連携した取り組みを進めます。

【施策の内容】

１．防犯対策の充実

●青少年を取り巻く犯罪の防止・撲滅に向けて、警察署、教育委員会、青少年育成センター、地域の安全を守る会などとの連携・協力により、積極的な啓発活動や見守り活動に取り組みます。

●市民、地域での防犯意識の向上、防犯対策を促すため、犯罪の発生状況等の広報を行うとともに、防犯灯の設置などを進めます。

２　暴力排除対策の推進

●暴力団関係犯罪の防止のため、犯罪の内容等についての広報を行うとともに、警察署や関係団体と連携した防止対策を図ります。

4　消費生活の向上

(1) 消費生活対策の推進

【現状と課題】

経済成長に伴う流通の変化や情報化の進展は、本市においても市民生活を豊かで快適なものとし、消費者は多様な選択肢を有するようになりました。しかし、その反面、全国で発生する食品やサービスの信頼性の低下、架空請求や不当請求、訪問販売における詐欺行為などの被害に市民が遭われた案件も発生しています。

本市では平成２２年４月に、消費生活センターを開設し、市民の消費生活におけるトラブルを早期に発見し被害の回復を図るとともに、その後の被害発生を未然に防ぐことで市民の安全と安心を確保するための相談業務に取り組んでいますが、今後はさらに、消費者自身が悪徳商法等の被害を防ぐための知識や自主的な判断を身につけ、自立するための啓発活動を図っていく必要があります。

【施策の基本】

消費生活センターの取り組みを強化し、市民の消費生活におけるトラブルに対する相談機能の充実を図ります。

【施策の内容】

1．相談機関の充実

●研修、関係機関との協力により相談員の資質向上に努めていきます。

●市広報紙による広報、音声告知端末の活用に加え、市内のＣＡＴＶの活用、全戸配布パンフレットの作成、出前講座への対応、啓発用資料の計画的な整備などを進めていきます。

●消費者被害に関する情報を効率的に整理、管理するとともに、全国の事例検索を通じて、寄せられた相談やトラブルに迅速に対処するため、ＰＩＯ－ＮＥＴ※（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の整備を国、県に求めていきます。

2．市各部局、関係機関との連携強化

●消費者トラブルにおける被害の回復、多重債務からの生活の再建を円滑に支援していくため、関係機関との協議を進め、消費生活センターの取り組みに反映していきます。

※ＰＩＯ－ＮＥＴ（全国消費生活情報ネットワーク・システム）：国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのこと。

Ⅱ　快適な住環境をつくる

1　上水道の整備

(1) 上水道の整備

【現状と課題】

上水道における構築物や管路は、耐用年数を経過したものや、数年後に耐用年数を迎えるものが多く、また耐震化率も低いことから、今後こうした施設の更新や東海・東南海・南海地震に備える耐震化事業等に多額の事業費が必要と思われます。

こうした中で、安全で良好な水を安定的に供給していくためには、水道事業経営の効率化を図るとともに運営基盤の強化に努め、水道施設の計画的な更新を行っていかなくてはなりません。

このためには、簡易水道を含めた本市の将来に向けた水道事業計画を早急に取りまとめ、具体的なビジョンを持って事業に取り組んでいく必要があります。

【施策の基本】

市民が安心して使える水道水を供給するため、上水道・簡易水道の維持管理と改良の実施に取り組みます。

【施策の内容】

1．水道の安定供給

●本市の水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、目標、工程を示した「美馬市水道ビジョン」を策定することにより、安全・快適な水の供給確保や災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上に向けた取り組みや、その基盤となる運営基盤の強化、技術力の確保を計画的に推進し、効率的な水道事業の運営を図ります。

●上水道施設については、安全な水の供給確保と災害に強い施設整備・将来の給水計画を見通した施設整備・基幹的な配水管路の耐震化等飲料水の安定供給を推進します。

●簡易水道については、厚生労働省に提出した統合計画に基づき平成２８年度までに美馬町・脇町・穴吹町の簡易水道９施設は上水道として運営し、木屋平地区については、４施設を経営統合し、１施設で木屋平簡易水道として運営するよう計画的に進めます。

2．経営効率の向上

●水道事業の経営については、経営の基本となる水道料金を料金格差解消のため、見直すとともに、財源確保対策として、悪質な未納者に対し給水停止を行い徴収率の向上に努めます。
また、高金利の起債を繰上償還をすることにより起債償還金の軽減を図ります。

2　住宅・宅地の整備

(1) 市営住宅の整備

【現状と課題】

住宅は、子どもを育て、家族が憩い、老後を過ごすなど、幸せを育み、明日への活力を養う生活の重要な基盤です。公営住宅は、このように重要な生活基盤である住居の確保が低所得等の理由で困難な方々のために整備を行ったものです。

本市でも、このような趣旨で整備した市営住宅が１，１８５戸(平成２２年４月１日現在)あります。しかし、全体の５０％が昭和５０年代以前の建設であることから、老朽化の進行、耐震性の不足が問題となっています。

このため、計画的な修繕・改築等を行うとともに、安全・安心で快適な生活ができるよう住宅水準を向上させることが求められています。

【施策の基本】

市民のニーズに沿った市営住宅の整備や耐震化等の安全性の確保の計画的な実施を図ります。

【施策の内容】

1．市営住宅の整備

●良好な住環境の整備を進めるため、老朽化した市営住宅の計画的な改築・改善に取り組むとともに、用途廃止などの検討を図ります。

●市営住宅の維持管理については、入居者と協力し適正な維持管理を進め、常に団地市民が住みよい快適な生活ができるように努めます。

●住宅の耐震性の向上とともに、住宅内の設備の更新や防水・外壁の修繕、高齢者や障がい者に配慮した施設整備を図ります。

2　市営住宅の公平で的確な供給

●高齢者や障がい者、さらに低所得者のための住宅として、公平・的確な供給を行います。

(2) 地域特性を活かした住環境の整備

【現状と課題】

本市では、市街地景観条例に基づき、国選定重要伝統的建造物群保存地区（うだつの町並み）を中心として、その周囲に市街地景観形成区域、風致保存地区を設定し、市街地に残る歴史的景観の保護に努めています。

また、平成２１年度から穴吹町三島の舞中島周辺に形成されている洪水対策集落の景観について、重要文化的景観の選定に向けての調査を行っています。

こうした中で、本市は、平成２２年２月に景観法に基づく景観行政団体になりましたが、今後は景観行政団体として、守るべき景観が無計画な宅地開発・建築などにより壊されないよう、景観計画の策定等、美しい景観の保全･創造に向けて取り組みを進める必要があります。

【施策の基本】

自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動との調和を考慮し、地域の歴史と文化に根ざした景観づくり、豊かで美しいまちづくりの実現を目指します。

【施策の内容】

1．地域特性を活かした住環境の整備

●自然・歴史・文化等の特性を活かした景観づくりを推進し、市民と行政が協働で美しい景観と住環境の整備に努めます。

2．積極的な景観行政

●伝統的な景観や自然環境の保全、無計画な開発の規制、建築指導等により、良好な景観づくりを誘導します。

穴吹町舞中島周辺の洪水対策集落の景観

3　景観に配慮したまちづくり

(1) 環境美化の推進

【現状と課題】

本市は、四国一の清流穴吹川など豊かな自然に恵まれた美しいまちであり、こうした潤いや安らぎを感じられる環境を守り、後世に引き継いでいくことは私たちの使命です。

こうしたことから、市民の環境美化への意識を高め、地域を住みよい環境に保つため、市内一斉の清掃や河川清掃を行っています。

また、平成２１年７月に美馬市路上喫煙の防止に関する条例を制定し、清潔で快適な生活環境の整備にも努めています。

今後とも市民はもとより、訪れる人に対してもモラルの喚起を促し、地域が一体となって環境美化活動を徹底していくことが大切です。

【施策の基本】

市民の環境意識を高める啓発や環境美化活動の推進、ごみの不法投棄や公害防止など環境保全に取り組みます。

【施策の内容】

1．環境美化意識の啓発

●ごみの不法投棄や野外焼却を防止するため、巡視や指導を充実させます。

2．環境美化活動の推進

●地域や河川の一斉清掃を定期的に行い、多くの市民や市民団体の参加を促します。

●アドプト等、市民が主体となって活動する仕組みを広め、活動する団体等を支援します。

穴吹川の河川清掃

(2) 公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園・緑地はレクリエーション、文化、スポーツの場として、市民生活にとって様々な役割を果たしています。

現在市内には、都市公園、農村公園など大小様々な形態の公園･緑地が整備されていますが、大半の公園･緑地は整備後 １０ 年以上経過しており、多様化する市民ニーズに十分対応できていない状況であり、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設のリニューアルや防災機能の充実が求められています。

また、市民の緑化や美化に対する意識向上を図るとともに、公園の維持管理や緑地の保全･育成について、行政・地域・事業者が協働して取り組む体制づくりが必要となっています。

【施策の基本】

防災機能をはじめとし多様な市民ニーズに対応した公園・緑地の整備を図るとともに、市民と行政の協働による緑化整備を推進します。

【施策の内容】

1．公園・緑地の整備・保全

●市民の安心・安全の確保の視点から防災拠点としての機能にも配慮して、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・保全を図ります。

2．公園・緑地の維持・管理

●市民や市民団体等との協働により、安心・安全で快適に利用できるよう公園・緑地等の適正な維持・管理に努めます。

●市民の緑化意識のさらなる高揚を図るとともに、緑化活動の仕組みを整備し、市民と行政の協働による緑化を推進します。

新町公園

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、みんなが快適に利用できる製品や環境などのデザイン。

4　適正な土地利用の推進

(1) 効率的・計画的な土地利用の促進

【現状と課題】

本市は、脇町の一部が都市計画区域として指定を受けていますが、この区域は無指定未線引きであり、多様な市街地開発にはあまり制限が課されません。また、その他の大部分の区域は都市計画区域外であり、計画的に土地利用を進めるためには、市の土地利用の将来像を見据えた方針を策定することが求められています。

また、効率的で計画的な土地利用を図るためには、土地の実態を正確に把握することが重要であり、そのために地籍調査が実施されています。市内における地籍調査事業の進捗状況は、平成２２年度末までに３１.３%となっていますが、山間部の多くは未調査となっており、今後の調査方法等が課題となっています。

【施策の基本】

無秩序な開発を防ぎ、計画的に土地利用を進め、地籍調査により土地の境界確定や形状の明確化を促進します。

【施策の内容】

1．効率的・計画的な土地利用の促進

●都市計画区域内の無秩序な開発の防止を図り、市民の快適で便利な生活環境を守ります。

2．地籍調査事業の促進

●土地の権利の明確化、災害による現地変形の正確な復元、税負担の適正化のため、ＧＩＳ（地理情報システム）を活用し、早期事業完了を目指します。

●高齢化及び山林の荒廃が進む山間部について、境界確定の実施に努めます。

Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

1　生活道路の整備

(1) 市道等の改良整備

【現状と課題】

社会生活の基盤である道路は、まちづくりの骨格であり、今後とも計画的な整備を進めていく必要があります。

現在、本市の市道は、延長約 1，２２２ ｋｍとなっていますが、今後、より利便性の向上を図り、市民の通行の安全性や快適性を確保するためには、幅員の拡幅や舗装整備、さらには歩道等のバリアフリー化も進めていかなくてはなりません。

また、交通安全や災害対策などにも配慮した道路環境の整備を計画的に進める必要があります。

【施策の基本】

市民が安全で快適に利用できる道路環境の整備を図るとともに、維持管理については、地域や市民と協働した関係のもと行い、緊急性、安全性を考慮し適切に対応します。

【施策の内容】

1．生活道路の整備

●地域の実情に応じ、すべての市民が安心・安全・快適に利用できる道路環境整備に努めます。

●災害時の避難路として、道路網の確立を図ります。

●安心･安全な道路環境を維持するため、地域や市民との協働のもと、緊急性などを考慮し、計画的で効率的な維持管理に努めます。

2　広域交通ネットワークの充実

(1) 基幹道の整備促進

【現状と課題】

国道１９２号、１９３号、４３８号、４９２号、県道鳴門・池田線、美馬塩江線などの市内を縦横する基幹道路は、県の東西や隣接県を結ぶ重要な役割を担っており、これらの道路環境の整備や改善が求められています。

これらの国道、県道の改良を推進するため関係機関への働きかけが重要となっています。

【施策の基本】

広域ネットワークの充実を図るため、基幹道の整備促進に取り組みます。

【施策の内容】

1．基幹道の整備促進

●地域の道路ネットワークの利便性を向上させるため、国道、県道等の改良整備について、関係機関に積極的に要望していきます。

国道 192 号、193 号、492 号交差点

国道 438 号

3　市民交通システムの整備

(1) 新しい交通システムの実現

【現状と課題】

本市の公共交通体系の状況は、鉄道ではＪＲ徳島線の２駅が通勤、通学や観光客に利用されてきましたが、自家用車の利用が主流になり、また高速バスの普及などにより、利用客は年々減少しています。

バス路線については、従来のバス事業が廃止された市内４つの路線について、市がバス業者に運行委託を行う代替バス事業で路線を維持し、自己の交通手段をもたない交通弱者のための生活交通及び利便性を確保しています。

今後、高齢化が進展し、通院や買い物、公共施設の利用などにおける、高齢者等の交通手段の確保は、ますます重要となってきています。バス路線など、運行体系を見直し、他の交通機関や各種団体とも連携しながら、利用者の利便性の向上と輸送力の強化を図っていかなくてはなりません。

【施策の基本】

利用者の利便性や希望を反映できるようデマンド方式による交通システムの構築を検討します。

【施策の内容】

1．交通体系の整備

●代替バス、スクールバスなどを総合的に検討し、従来の運行形態にとらわれないバス運行計画の策定に努めます。

●地域住民のニーズに対応するため、デマンド交通※システムの構築に向け、地域公共交通会議を開催し、関係者と協議を進めながら、公共交通機関のより良いサービスの提供について検討します。

市営バス　穴吹木屋平線

※デマンド交通：「デマンド」は「要求、要請」の意味。利用者が交通業者に電話などで乗車を要請し、利用する交通手段。

第３章

環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る
Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

第3章　環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る

1　自然環境の保全と活用

(1) 自然環境の保護

【現状と課題】

近年の産業構造や生活形態の進化、変化は、自然環境に相当な影響を及ぼしており、自然破壊の現状は深刻化しているのが現状です。

豊かでかけがえのない自然を大切にし、自然破壊を防ぐには、市民や事業者の充分な理解と行動、行政の積極的な施策と同時に、地球温暖化防止対策や、太陽光発電・風力発電などの新エネルギーについての取り組みを進め、今後、新たに有効な施策展開を図る必要があります。

【施策の基本】

本市の豊かな自然を守り、育てていくため、環境整備のあり方を検討し、自然環境に配慮した事業展開を、住民参加のもとで推進します。

【施策の内容】

1．自然環境保護施策の推進

●自然環境保護の重要性や具体的方策について、啓発、教育、広報等を進めます。

2．地球環境保護施策の推進

●平成２２年に策定した「美馬市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制状況を公表し、市民の環境保全への行動を促します。

太陽光発電設備（岩倉小学校）

(2) 河川環境の保護

【現状と課題】

河川は、人が身近に触れ合える自然環境であり、治水機能や利水機能に加えて、自然環境を保護する機能やオープンスペースを提供する機能をもっており、これらの機能の活用が求められています。

また、吉野川や穴吹川などの清らかな水とそこに生息する多種多様な生物を保護するとともに、ボランティアをはじめとして、市民との協働による河川維持活動を推進する必要があります。

【施策の基本】

河川の効率的、効果的な整備、保全を図るとともに、快適な水辺空間の創出に努めます。

【施策の内容】

1．河川の保全・整備

●浸水被害を未然に防止するため、河川の計画的で効率的な維持管理と整備に努めます。

●地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、生物の生息・生育・繁殖する環境や多様な河川景観を保全・創出するための河川管理を行います。

●市民やボランティアによる河川の清掃活動を支援します。

●市民が水に親しみ集える環境の整備に取り組みます。

水辺の楽校中鳥川公園

(3) 森林の保全と活用

【現状と課題】

水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林のもつ多面的な機能の維持・向上を図るため、森林施業の重要性はますます増しており、森林を最適な状態で管理し、森林育成に有効な手段を講じていかなければなりません。

また、市内の森林には多くの野生動植物が生存しており、野生動植物の保護が求められる一方で、シカ等による被害が後を絶たないことから、野生動物との共存を図る森づくりや、総合的な防除対策も必要となっています。

【施策の基本】

水源のかん養や国土の保全等の公益的機能を維持するため、森林の適正な保全に努めます。

【施策の内容】

1．森林の保全・基盤整備の充実

●地球温暖化防止をはじめとし、土砂の崩壊、流出や洪水の防止、水源のかん養など森林の持つ多面的機能の維持増進のための森林整備を行います。

●農林水産業や生活環境への鳥獣による被害対策を図ります。

●前期基本計画に引き続き、災害有事の際における森林資源の搬出入また集落間を結ぶ主要交通網の迂回路・避難路として活用できるよう、林道等の基盤整備を行います。

三頭ふれあいの森づくり

Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

1　循環型社会の推進

(1) 循環型社会の推進

【現状と課題】

私たちは、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄によって、豊かさを実感してきましたが、その結果、製品の原料である石油などの天然資源の埋蔵量が減少し、製品は大量の廃棄物となり処分場の不足をきたし、一方でごみの不法投棄や野外焼却など、深刻な社会問題も発生しています。

限りある資源を大切に使い、環境を破壊しない社会を目指すためには、廃棄物の抑制と適正な処分、資源を循環させる仕組みづくりが重要となっています。

【施策の基本】

大切な地球環境を守り、人と自然の共生を図るため、市民や事業者への啓発活動を推進しながら、ごみの減量化やリサイクル化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めます。

【施策の内容】

1．ごみ減量化の推進

●ごみの分別排出の徹底を図るため、市民、事業者への啓発を充実します。

●リフューズ（ごみになるものを受け取らない）リデュース（ごみの発生を抑える）リユース（再使用する）リサイクル（再資源化する）の４Ｒを推進します。

2．収集・処理体制の充実

●効果的、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。

●資源の再利用等のための施設整備を進めます。

●環境負荷の低い最終処分施設の整備、確保を図ります。

2　生活環境対策の推進

(1) 衛生環境の整備

【現状と課題】

本市では、家庭ごみの不法投棄やペットの糞の放置、また害虫や悪臭などの発生により、直接自然環境に影響を及ぼし、生活するうえで不快な思いをする事例が数多く発生しています。このような生活環境に関する問題を解決するために、市民一人ひとりの日常生活における環境意識、モラルの向上を図ることが重要です。

また、ごみ処理、し尿処理については、現在広域での取り組みとなっていますが、関係機関との協議を進め、さらに適正な処理計画を樹立していくことが必要です。

【施策の基本】

市民がいつまでも住み続けたいと思える快適で衛生的な生活環境を守るため、公害や生活環境を汚染する行為への対策を強化するとともに、ごみ・し尿の適正な処理を行います。

【施策の内容】

1．生活環境対策の推進

●生活環境に関する意識やモラルの向上を図るため、意識啓発を進めます。
●衛生的な生活環境の保持とまちの美化、公害抑止のための対策に取り組みます。
●ごみ、し尿の適正処理に努めます。

2．拝原最終処分場のごみ処理

●埋設ごみの適正処理を行い、周辺環境の保全を図ります。

路上喫煙防止条例の施行

3　下水処理対策の推進

(1) 下水道の整備

【現状と課題】

本市の汚水処理は、現在、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により行われていますが、平成２２年度末のこれらの普及率は４３．４％と、低い水準となっています。

また、各種汚水処理施設の特性、経済性、整備の緊急性、持続性を総合的に勘案し、地域の実情に応じた接続可能な整備手法の選定を行うとともに、あらゆる制度事業を活用し、最大の効果を得られるよう努める必要があります。

【施策の基本】

環境に対する意識啓発を行いながら下水道への接続率の向上を図り、下水道施設の耐久性やコスト削減に効果的な維持管理の方策を検討します。

【施策の内容】

1．合併処理浄化槽の整備

●汚水適正化構想を基本とした下水道整備計画をたて、それに基づいた浄化槽設置事業を行います。

2．公共下水道・農業集落排水施設の整備

●下水道への接続率向上を推進します。
●収支のバランスがとれた下水道施設の運営を検討します。
●下水道施設を長く使い続けることができるよう維持管理方法を検討します。
●処理区域内の管路延長に伴う、新規加入できる市民及び未加入者に対する加入促進に努めます。
●低コスト型農業集落排水施設更新支援事業により、既存施設等の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト※を低減し、今後の施設の将来計画についても広域的観点で策定します。

下水道施設の整備（喜来地区農業集落排水処理施設）

※ライフサイクルコスト：構造物にかかる生涯のコストのこと。構造物の設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを構造物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。